

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-34
許認可等の種類	許可証書換え(再交付)(医薬品販売業(配置販売業及び卸売販売業)、再生医療等製品販売業及び医療機器修理業)			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第38条第2項、第40条の7第1項で準用する第11条、第40条の3で準用する第23条の2の22 同法施行令第45条第1項、第46条第1項、第55条で準用する第37条の9第1項、第37条の10第1項			
許認可等の概要	医薬品販売業(配置販売業及び卸売販売業)、再生医療等製品販売業及び医療機器修理業の許可証を申請により、書換え(再交付)する。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可を現に受けている者であること。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	—			